

観光振興地域ブランディング事業「鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務」 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

観光振興地域ブランディング事業「鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務」公募型プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)は、鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務委託に関し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

観光振興地域ブランディング事業「鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務」
(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 契約履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)までとする。

(4) 提案上限額

4,496,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
見積書を提出する際は上限額を超えてはならない。

3 担当課

鳩山町役場 政策財政課 政策・広報情報担当

住 所 〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184-16

電 話 049-296-1212 (直通)

F A X 049-296-2594

メール h220@town.hatoyama.lg.jp

4 公告

本業務のプロポーザルの公告は、本町ホームページに掲載するものとする。

5 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、都道府県民税及び市区町村民税に滞納がないこと。
- (3) 本募集要領の公告の日から応募書類の提出期限までに、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第2号から第4号及び第6号に該当しないこと。

(5) デジタルブック等作成の業務実績があること。

(6) 本町情報の取材及び魅力発信デジタルブック作成に際して十分な協議を行える実施体制を有すること。

6 本業務のプロポーザルの実施に係るスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
募集要領配布	令和3年7月21日（水）～8月12日（木） （町ホームページからダウンロード可）
質問受付期限	令和3年7月21日（水）～7月30日（金） 午後5時まで
質問に対する回答	令和3年8月5日（木）までに町のホームページ に掲載
参加申込書提出期限	令和3年8月12日（木）午後5時まで
応募書類提出期限	令和3年8月19日（木）午後5時まで
第1次審査（書類審査）	令和3年8月20日（金）～8月24日（火）
第1次審査結果通知	令和3年8月25日（水）に電子メール及び郵送 により発送
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和3年8月30日（月）
審査結果通知	令和3年9月2日（木）に電子メール及び郵送に より発送
契約の締結	令和3年9月2日（木）以降で町が指定した日

7 参加申込手続

本業務のプロポーザル参加者は、次の各号により参加申込書を提出しなければならない。

(1) 参加申込書

観光振興地域ブランディング事業「鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務」
公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）

(2) 提出期限

公告の日から令和3年8月12日（木）午後5時まで

(3) 提出先

上記3の担当課に同じ。

(4) 提出方法

参加申込書は持参又は郵送により提出すること。なお、期限までに届かなかった参加申込書は受け付けない。また、持参の場合は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(5) 令和3・4年度鳩山町入札参加資格者名簿に登録された者以外が参加申込を行

う場合は、次に示す書類を併せて提出すること。

- ① 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
- ② 決算書類の写し
- ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し
- ④ 法人町民税の納税証明書の写し（鳩山町に納税義務がある場合のみ）
- ⑤ 営業登録証等の写し
- ⑥ 委任状（代理人を置く場合のみ）
- ⑦ 使用印鑑届

8 質問受付及び回答

本業務に質問がある場合は、次の各号により質問書を提出することができる。

(1) 質問書

観光振興地域ブランディング事業「鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務」
公募型プロポーザル質問書（様式第2号）

(2) 提出期限

公告日から令和3年7月30日（金）午後5時まで

(3) 問い合わせ先

上記3の担当課に同じ

(4) 提出方法

質問書に質問事項を記載のうえ、電子メール及びファクシミリで送付し、電話で必ず着信確認を行うこと。なお、口頭による質問は受け付けない。

(5) 質問の内容

応募書類の作成に係る質問に限る。なお、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(6) 回答方法

質問書に対する回答は、令和3年8月5日（木）までに町のホームページに掲載する。

9 応募書類の提出方法

(1) 提出書類

用紙はA4版縦、横書き、両面印刷とし、文字サイズは11ポイント以上とする。

A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とする（A4サイズに折ること）
下記アからキまでの順序で製本し、目次、インデックスを付け、会社等の名称を記載してフラットファイル（A4）に左綴じすること。

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 会社概要（様式第4号）

ウ 業務の実施方針及び実施フロー（様式第5号）

エ 業務実施体制（様式第6号）

オ 工程計画（様式第7号）

カ 企画提案（様式第8号）

企画提案にあたっては、本町の魅力を踏まえ、本業務の目的のために効果的なデジタルブックを制作するため、仕様書の内容を踏まえること。

キ 見積書（様式任意）

見積書は、業務明細を記載し、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また人件費、諸経費、消費税額の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出期限

令和3年8月19日（木）午後5時まで

(3) 提出先

上記3の担当課に同じ

(4) 提出方法

応募書類は持参又は郵送により提出すること。なお、期限までに届かなかった応募書類は受け付けない。また、持参の場合は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(5) 提出部数

10部（原本1部、写し9部）

(6) 応募書類の取扱い

応募書類の作成及び提出にかかる費用は参加者の負担とする。

提出された応募書類は返却しないものとする。

募集要領及び仕様書に定めのない事項は、町と参加者において別途協議する。

10 説明会の開催

応募書類の作成方法等についての説明会は実施しないものとする。

11 審査、評価及び選定

(1) 審査委員会の設置

応募書類の審査、評価及び選定は、観光振興地域ブランディング事業「鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務」公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）において行うものとする。

(2) 第1次審査（企画提案書等の書類審査）

① 第1次審査については、参加者から提出された企画提案書の内容を審査委員会で評価基準に基づいて総合的に判断し、上位3社を選定する。また、参加業者が3社以内の場合においても同様に書類審査を行う。

② 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
1 業務実績	①デジタルブック等作成の実績を有しているか	10
2 業務実施体制	①業務の実施方針及び実施フローが適切であり、必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い者であるか ②事業全体のスケジュール管理が明確であるか	10

	り、目標達成に向け妥当であるか	
3 企画提案	①見る人に強い印象を与え、鳩山町を十分にアピールすることができる構成・デザインの提案がなされているか ②鳩山町のまちづくり及び町の将来像を踏まえた内容の提案がなされているか ③デジタルブックの特性を活かした構成の提案がなされているか ④既存WEBサイトやSNSへ誘導させる構成の提案がなされているか ⑤作成・公開後に内容を修正できるようにする提案がなされているか ⑥デジタルブックへのアクセスレポートを抽出する提案がなされているか ⑦デジタルブックとしての機能を持つよう、仕様を満たす提案がなされているか	70
4 見積価格	・見積価格の妥当性	10
合 計		100

③ 評価点6割を最低条件として選定の可否を決定する。

④ 第1次審査は、令和3年8月20日（金）～8月24日（火）の期間で実施する。

⑤ 審査結果は、企画提案書を提出した業者に対して書面をもって通知する。
 なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの審査）

① 第1次審査において、上位3社として選定された業者を対象に、委員会において企画提案書の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価を行い、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最高得点者を実施事業候補者として選定する。

② 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
1 業務理解度及び実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に対する理解度 ・業務実施手法の妥当性について 	30
2 取組姿勢及び意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対する取組姿勢が積極的であるか ・質問に対する回答が適切であるか 	20
3 プレゼンテーション全般	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションのわかりやすさ ・提案内容に説得力（実現性）があるか 	30
4 見積価格	・見積価格の妥当性	20
合 計		100

③ 実施方法

ア 実施日

令和3年8月30日（月）に実施する。なお、時間と場所については、別途参加者に通知する。

イ 実施方式

1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、説明20分、質疑応答10分の計30分以内とする。

ウ 実施内容

提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。ただし、応募書類をプレゼンテーション用に加工した資料の配布は除く。

エ 出席者数

説明者は、補助者を含めて3名以内とする。

オ 使用機器

スクリーン及びプロジェクターは本町で準備する。プレゼンテーションに使用するパソコン等の機器は参加者が用意する。

カ 審査結果

審査を行った業者に対して書面をもって通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

12 契約に関する基本的事項

(1) 契約の締結

選定事業者と協議し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。

なお、選定事業者との協議が整わない場合、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と順次交渉するものとする。

(2) 契約にかかる業務内容

契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定めることとする。なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もあり得る。（ただし、提案が必ず仕様に反映されるわけではない。）

13 契約保証金

本業務の契約における契約保証金は免除とする。

14 その他

(1) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

(2) 応募書類の提出に当たっての留意事項

- ① 提出された応募書類は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出するものとする。

- ② 提出期限を過ぎた後は、応募書類の追加、変更等はできないものとする。
 - ③ 理由を問わず応募書類の提出期限後の提出は一切受け付けないものとする。
 - ④ 応募書類の作成に当たっては、仕様書及び上記 9 の応募書類の提出方法の(1)の内容等を確認のうえ、作成するものとする。
- (3) 無効となる応募書類
- 提出された応募書類が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、参加者は本業務のプロポーザルへの参加資格を失うものとする。
- ① 提出方法、提出先、提出期限等が募集要領その他の定めに適合しないもの。
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 本町は、取得した個人情報について、当該評価に係る目的以外に使用しない。また、第三者に情報提供はしない。
- (5) プレゼンテーション内容を記録し、詳細な議事録をプレゼンテーション翌日までに電子メールで担当課へ提出すること。なお、議事録は契約事項の一部となることに留意すること。
- (6) 本町からの疑義照会及び追加資料の要求
- 提出期限までに応募書類を提出した者に対して、本町から応募書類の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 応募にあたっては、募集要領、仕様書、別添の「鳩山町契約規則」及び「鳩山町委託契約約款」の内容を理解した上で応募すること。